

ケーブルAir契約約款

第1章 総則

第1条(約款の適用)

となみ衛星通信テレビ株式会社(以下「当社」という)は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)の規定に基づきこのケーブルAir契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりケーブルAirサービスを提供します。

第2条(約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2 当社は、サービス変更を行う場合、当社のホームページに掲示します。

第3条(用語の定義)

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語の意味

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機器、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	通信の場所と受信の場所との間を接続する伝送設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 ケーブルAirサービス網	主としてデータ通信用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下、同じとします。)
6 ケーブルAirサービス	ケーブルAirサービス網を使用して行う電気通信サービス
7 ケーブルAirサービス取扱所	1 ケーブルAirサービスに関する業務を行う当社の事業所 2 当社の委託によりケーブルAirサービスに関する契約事務を行う者の事業所
8 契約	当社からケーブルAirサービスの提供を受けるための契約
9 契約者	当社と契約を締結している者
10無線機器	ケーブルAirサービスに係る契約に基づいて陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
11無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
12契約者回線	当社との契約に基づいて、当社の無線基地局設備と無線機器との間に設定される電気通信回線
13自営端末設備	契約者が設置する端末設備
14端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年1月26日)総務省令第15号(以下「技術基準適合認定規則」といいます。)第3条で定める種類の端末設備の機器
15自営電気通信設備	電気通信回線を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16特定SIMカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ケーブルAirサービスの提供を受けるために、当社又は当社以外の者が提供するもの
17認証情報	ケーブルAirサービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、端末設備又は自営電気通信設備の認証に使用するもの
18相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
19技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
20消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第4条(ケーブルAirサービスの種類等)

契約には、別に定める料金表に規定する品目があります。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第6条(契約申込みの方法)及び第7条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第5条(契約の単位)

当社は契約者回線1回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき1人に限ります。

第6条(契約申込みの方法)

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をケーブルAirサービス取扱所に提出していただきます。

- (1)料金表に定めるケーブルAirサービスの品目
- (2)その他ケーブルAirサービスの内容を特定するために必要な事項

第7条(契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更する場合があります。この場合、当社は申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、ケーブルAirサービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

- (1)ケーブルAirサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2)契約の申込みをした者がケーブルAirサービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金 以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由 があるとき。
- (3)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (4)申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者、または日本における暴力団関係者その他反社会的団体に属する者に相当する者であると当社が判断した場合
- (5)申込みについて当社が適当でないと判断したとき。

第8条(契約申込みの撤回等)

契約者は、無線機器設置日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回(以下、「初期契約解除」という。)を行うことができます。

2 初期契約解除は、契約者が前項の書面を発したときにその効力を生じます。

3 初期契約解除の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者は無線機器、および当社より貸与または提供されたその他の機器を申込みの撤回後1ヶ月以内に当社に返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は当社に対し別に定める料金表により、弁済金を支払うものとします。

4 初期契約解除の場合、当社は前2項に定める費用の範囲内で撤去工事並びに機器の回収を行います。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

第9条(最低利用期間)

ケーブルAirサービスの最低利用期間は課金開始日より24ヶ月間とします。なお、最低利用期間内に契約が解除された場合は、料金表に定める違約金(消費税等相当額を含む)を一括して支払うものとします。

第10条(契約の成立)

契約は、契約の申込みをした者に対して当社がケーブルAirサービスの提供を開始したときに成立するものとします。

第11条(利用開始日)

当社より申込者に対して貸与する無線機器を受け取った日をケーブルAirサービスの利用開始日とするものとします。

第12条(休止)

利用の休止については受付しておりません。

第13条(契約者の氏名等の変更の届出)

契約者は契約者連絡先(氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号をいいます、以下同じとします。)に変更があったとき

は、そのことを速やかにケーブルAirサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 契約者は第1項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものと扱うことに同意していただきます。

4 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5 前2項の場合において、当社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第14条(譲渡・貸与の禁止)

契約者が契約に基づいてケーブルAirサービスの提供を受ける権利は、譲渡又は貸与することができません。

第15条(契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、ケーブルAirサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

4 契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第13条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第16条(契約者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとする場合は、契約の解除を希望する月の月末までに当社が別に定めるケーブルAirサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 契約を解除する場合、契約の日から8日の間、書面で当社が認知することをもって契約を解除又は取り消す事ができます(第8条(契約申込みの撤回等)第1項「初期契約解除」)。

3 前項による契約解除の場合、当社より貸与した無線機器を当社の指定する方法により、速やかに返却いただきます。

第17条(当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払を2ヶ月以上遅延したとき。(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)

(2) 契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(3) 第48条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(4) 電気通信事業法又は電気通信事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

(5) 電気通信事業法又は電気通信事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

(6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、ケーブルAirサービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与える恐れのある行為を行ったとき。

2 当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でケーブルAirサービスの継続ができないとき。

3 当社は、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第3章 無線機器の貸与

第18条(無線機器の貸与)

当社は、別に定める料金表により無線機器を提供します。

- 2 当社が認める場合を除き、契約者は提供した無線機器の交換を請求できません。
- 3 前項の場合、契約者は、無線機器を本来の用法に従いかつ善良な管理者の注意を持って使用するものとし、故意又は過失により貸与した無線機器を毀損又は滅失したときは、契約者は別に定める料金表により無線機器の弁済金を当社に支払うものとし、ます。
- 4 契約者は、契約が解除されたときは貸与した無線機器を1ヶ月以内に当社に返還するものとし、ます。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別に定める料金表により無線機器の弁済金を当社に支払うものとし、ます。

第19条(無線機器の運用)

当社は、安定したサービスの提供又は保守のため当社が必要と認めた場合、無線機器に対し必要なデータの更新等を行うことがあります。

- 2 契約者は前項の更新を承諾するものとし、ます。

第4章 自営端末設備又は自営電気通信設備の接続等

第1節 自営端末設備の接続等

第20条(自営端末設備の接続)

契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備(無線機器にあつては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及びケーブルAirサービスの契約者回線に接続することができるもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるケーブルAirサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その接続が別記3に規定する技術基準及び技術的条件(以下「技術基準等」といいます。)に適合しないとき。
 - (2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (1)技術基準適合認定規則様式第7号又は様式第14号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。
 - (2)事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

第21条(自営端末設備の認証情報の登録等)

当社は、当社が必要と認める場合において、その自営端末設備(無線機器に限ります。)の認証情報その他の情報の登録、変更又は消去(以下「認証情報の登録等」といいます。)を行います。

第22条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 3 契約者は、第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第23条(自営端末設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)

契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備(無線機器に限ります。以下この条において同じとします。)について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 契約者は、前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契

約者回線への接続を取りやめていただきます。

第24条(自営端末設備の電波法に基づく検査)

前条に規定する検査のほか、自営端末設備(無線機器に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第2節 自営電気通信設備の接続等

第25条(自営電気通信設備の接続)

契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及びケーブルAirサービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。以下この条において同じとします。)を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるケーブルAirサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しないときを除き、その請求を承諾します。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

第26条(自営電気通信設備の認証情報の登録等)

自営電気通信設備(無線機器に限ります。)の認証情報の登録等については、第21条(自営端末設備の認証情報の登録等)の規定に準ずるものとします。

第27条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第22条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準ずるものとします。

第28条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

自営電気通信設備(無線機器に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第23条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)の規定に準ずるものとします。

第29条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

自営電気通信設備(無線機器に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第24条(自営端末設備の電波法に基づく検査)の規定に準ずるものとします。

第5章 提供中止及び提供停止

第30条(提供中止)

当社は、次の場合には、ケーブルAirサービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第34条(提供の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する提供について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の提供を中止することがあります。

3 前2項の規定によりケーブルAirサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第31条(提供の停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(ケーブルAirサービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)そのケーブルAirサービスの提供を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)

(2) 契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 第13条(契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

- (4)契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のケーブルAirサービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5)契約者がそのケーブルAirサービス又は当社と契約を締結している他のケーブルAirサービスの利用に おいて第48条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6)契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7)第22条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)もしくは第27条(自営電気通信設備に異常がある場合 等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又は、その検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (8)第23条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)、第24条(自営端末設備の電波法に基づく検査)、第28条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第29条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定によりケーブルAirサービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間をその契約者に通知します。ただし、前項第5号の規定により、提供停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第6章 通信

第32条(インターネット接続サービスの利用)

- 契約者は、インターネット接続サービス(ケーブルAirサービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。
- 2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第33条(通信の条件)

- 当社は、ケーブルAirサービスを利用できる区域について、別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 2 ケーブルAirサービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
- 3 ケーブルAirサービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 4 当社は、1の無線機器において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部もしくは一部を破棄します。
- 5 電波状況等により、ケーブルAirサービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第34条(提供の制限)

- 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。
- 2当社が請求した次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する 措置を含みます。)

機関名	
気象機関	水防機関
消防機関	災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関	防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関	輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関	電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関	水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関	別記2の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関	国または地方公共団体の機関

- 3 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 4 当社は、ケーブルAirサービスの運用及び品質の維持に必要であると判断した場合、所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限することがあります。
- 5 無線区間(契約者回線に係る部分とします。以下同じとします。)における通信については、AXGP方式によりセキュリティを確保いたしますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
- 6 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、無線基地局設備の点検又は全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設(以下「移設等」といいます。)することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 7 当社は、前項の規定により無線基地局設備の点検又は移設等を行うときは、あらかじめそのことをケーブルAirサービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 料金等

第35条(料金の適用)

当社が提供するケーブルAirサービスの料金は、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第十九条の2に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。

2料金の支払方法は当社が別に定めるところによります。

第36条(基本使用料の支払い義務)

契約者は、その料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した翌月又は付加機能の提供を開始した翌月から起算して料金契約の解除又は付加機能の契約の解除があった月までの期間(提供を開始した日と解除等があった日と同一の日である場合は、1ヵ月とします。)について、料金表第1表第1に規定する基本使用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりケーブルAirサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1)次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(ア)利用の一時中断をしたとき

(イ)提供停止があったとき

(2)前号の規定によるほか、契約者は、第45条に定める場合を除き、ケーブルAirサービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

第37条(手続きに関する料金の支払義務)

契約者は、ケーブルAirサービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第38条(料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第39条(割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税等相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第40条(遅延利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合に は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第41条(当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第42条(契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備(無線機器に限ります。)又は自営電気通信設備(無線機器に限ります。)を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

第43条(契約者の切分け責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるケーブルAirサービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税等相当額を加算した額とします。

第44条(設備の修理又は復旧)

当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第9章 損害賠償等

第45条(責任の制限)

当社は、ケーブルAirサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのケーブルAirサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態にあることを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数に利用料金の月額額の30分の1を乗じて得た額を利用料金から差し引きます。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりケーブルAirサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4 当社は、当社が提供するサービス内容、また契約者がサービス利用において得る情報など(コンピュータプログラム、メールなど)についてその正確性、完全性又は有用性などの保証はいたしません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害などについて当社は一切責任を負いません。

5 当社は、契約者がサービス利用に関して、他の契約者又は第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。

第46条(免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件(事業法の規定に基づき当社が定めるケーブルAirサービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。)の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 ケーブルAirサービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供もしくは収集された契約者の情報の消失その他サービスに関連して発生した契約者の損害について、当社は本規定にて定める以外は一切の責任を負わないものとします。

- 4 インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準、ならびにネットワーク、ソフトウェア自体の高度な複雑さに照らして、当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないこととします。この件について契約者はあらかじめ了承し、当社は免責されるものとします。
- 5 当社は第34条(提供の制限)をもとに提供制限を実施した場合、利用できなかった期間の損害については、一切切責任を負わないものとします。

第10章 雑則

第47条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは 保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第48条(利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。端末設備(自営端末設備にあつては、無線機器に限ります。)又は自営電気通信設備(無線機器に限ります。)を取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- 2 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- 3 当社が端末設備又は自営電気通信設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。
- 4 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、もしくは他人の利益を害する態様でケーブルAirサービスを利用し、又は他人に利用させないこと。
- 5 位置情報(端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- 6 契約者は、ケーブルAirサービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。
 - (1)わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信、掲載する行為
 - (2)第三者又は当社の著作権、その他知的財産権を侵害する行為
 - (3)第三者の財産、個人情報、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
 - (4)第三者又は当社の情報を改ざん、消去する行為
 - (5)第三者の同意を得ることなく、又は不当な手段により第三者の個人情報、プライバシー情報、公開されていない情報を収集する行為
 - (6)第三者又は当社を誹謗中傷し、名誉、信用を毀損する行為
 - (7)第三者又は当社に成りすましてサービスを利用する行為
 - (8)ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
 - (9)大量のメールを送信する行為及び当該依頼に応じて転送する行為、大量、少量を問わず第三者に対し、無断 で広告・宣伝・勧誘等のメールを送信する行為、嫌悪を感じる電子メールを送信する行為
 - (10)第三者又は当社の設備などに無権限でアクセスする行為並びに設備の運営を妨げる行為
 - (11)法令もしくは公序良俗に違反し、第三者に不快感や不利益を与える行為
 - (12)詐欺等の犯罪的行為及びそれに結びつく行為
 - (13)無限連鎖講(いわゆるネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (14)事実と反する情報を送信・掲載する行為
 - (15)選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為
 - (16)約款に違反する行為その他インターネットの運営を妨げるすべての行為
 - (17)本項各号に該当するおそれがあるもしくは助長すると当社が判断する行為
 - (18)その他、当社が不適切と判断する行為

- 7 契約者は、第1項から第4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 8 ID等を紛失した場合や第三者に知られた場合、又は第三者に利用されていることが判明もしくは懸念される場合、契約者はただちに当社にその旨を連絡するものとし、当社の指示がある場合にはこれに従うものとしします。
- 9 当社はID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。契約者はID等の管理責任を負うものとし、ID等を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買などをしたりしてはならないものとしします。
- 10 契約者はサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアなどを自己の費用と責任において準備し、契約者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとしします。
- 11 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第49条(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

- 2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとしします。

第50条(法令に規定する事項)

ケーブルAirサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第51条(閲覧)

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第52条(通信の秘密)

当社は、電気通信事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとしします。

- 2 刑事訴訟法第218条(令状による捜索)その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は、当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとしします。
- 3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の 開示請求等)に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとしします。

第53条(契約者に係る情報の取扱い)

当社は地域メディアとしての社会的責務に鑑み、当社代表取締役社長を個人情報管理責任者とし、厳正な個人情報の管理を実施します。取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

- 2 当社がお客様の個人情報を利用する目的は以下の通りです。
 - (1)新サービス実施に必要な範囲において、業務提携先、業務委託先に限定した情報の提供
 - (2)サービスを開始、継続、又は終了するために必要な、施工監理・機器管理・システム管理・番組供給・課金管理・料金請求・障害対応などの業務遂行
 - (3)お客様のサービス利用に関連した、問い合わせ・相談・苦情対応、アフターサービス・点検業務・サポート、メンテナンス情報などの送付
 - (4)電子メール、ダイレクトメールなどを通した、当社が提供する商品・広告・サービスに関する情報、キャンペーン・フェア・催事に関する情報、アンケート、モニターに関する情報の提供、当社の販売促進活動
 - (5)サービスの新規企画・開発、顧客満足度の向上を目的とした調査分析
 - (6)個人を識別できない開示用統計データの作成
- 3 当社はお客様が、ケーブルAirサービスにお申込みの場合は、サービス利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で、お客様の個人情報を金融機関に提供します。
- 4 当社は前三項及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項第一号から第四号 に該当する場合を除いて、お客様の同意なしにお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
- 5 当社はお客様に必要なサービスを提供するために、以下の業務で個人情報の預託を実施します。
 - (1)サービス開始・維持・終了にともなう工事、機器設置・回収業務
 - (2)通信・ネットワークの設定、管理業務
 - (3)請求書・連絡文書などの配送業務
 - (4)ダイレクトメールなどの販売促進業務
 - (5)ヘルプデスク業務
 - (6)料金督促業務

- 6 お客様から当社への個人情報のご提供は任意ですが、ご提供いただけない場合、当社のサービス提供ができない場合があります。
- 7 お客様の個人情報の開示・訂正・削除・苦情などは当社（フリーダイヤル0120-476-764）にて承っております。

別記

1 ケーブルAirサービスの提供区域等

当社のケーブルAirサービスの提供区域は、当社営業エリア内を主とします。

2 自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)

3 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その自営端末設備(無線機器に限ります。以下この別記3において同じとします。)もしくは自営電気通信設備(無線機器に限ります。以下この別記3において同じとします。)を、当社が指定した期日に当社が指定するケーブルAirサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 認証情報の登録等を行うとき。
- (2) ケーブルAirサービス契約約款第24条又は第29条の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

4 契約者の支払い状況等の情報を通知する電気通信事業者 電気通信事業者 となみ衛星通信テレビ株式会社

附則(実施期日)

この約款は、2018年2月1日から実施します。

通則

(料金の計算方法)

1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。

(端数処理)

2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

3 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するクレジットカード決済により支払うものとし、会社は請求書を発行しないものとします。

4 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金)

5 この料金表に係る料金について支払いを要する額は、料金表に規定する消費税等を含む金額とします。(料金等の臨時減免)

6 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費に関する費用を減免することがあります。

7 当社は、料金等の減免を行ったときは、ケーブルAirサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(クレジットカード支払いに関する特約)

1 契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

2 契約者は、契約者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。

3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

5 契約者は、第1項にかかわらず、当社が承諾した場合は、第1項に定める方法以外の支払方法によることができるものとします。この場合、当社は、契約者に当社が指定する金額の保証金の差入れを求めることができるものとします。契約が終了したときまたは支払方法を第1項に定める方法に変更したときは、当社は速やかに保証金を契約者に返還します。ただし、契約者が当社に弁済すべき債務がある場合には、当社は保証金からその債務に相当する金額を差し引くことができるものとします。

別表

第1表 ケーブルAirサービスに関する料金

基本使用料

1適用

基本使用料の適用については、第36条(基本使用料の支払義務)によるほか、次のとおりとします。

2料金額

(1)契約ごとに

項目	料金額
基本使用料(通常プラン)	2,178円

(2)手続きに関する料金

区分	単位	料金額
新規加入手数料	初回登録時のみ	8,800円
違約金	利用開始より24か月以内に契約を解除するときに支払いを要する料金	8,800円
弁済金	本体(据置型ルータタイプ)	21,230円
	SIMカード	2,200円

※料金表金額は全て税込表記です。

附則

(実施期日)

この料金表は2021年4月1日より実施します。